

令和7年御嵩町教育委員会 第1回 臨時会会議録

1. 開催日時 令和7年3月26日（水） 午後1時00分より

2. 出席者 教 育 長 奥村 恒也
教育長職務代理者 中島 康貴
委 員 田中 妙子
委 員 山口 健
委 員 中瓦 智子
(事務局)
教育参事兼学校教育課長 高木 雅春
生涯学習課長 日比野克彦
学校教育指導主事 尾崎 淳
学校教育指導主事 高木健太郎
学校教育係長 玉川 勇気

3. 会議録

【開会】

教育長 ただいまから、令和7年第1回教育委員会臨時会を開催します。本日中島委員より遅刻の連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

【開会宣告】

教育長 日程第1 会期の決定について
会議時間は本日令和7年3月26日水曜日の1日とし、ただいまの時刻13時からといたします。よろしくお願いいたします。

【前回会議録の承認】

教育長 日程第2 前回会議録の承認について
お手元に、前回令和7年御嵩町教育委員会第3回定例会の会議録を配布しております。こちらにつきまして、内容のご承認をいただけますでしょうか。承認いただける方の挙手をお願いします。

(出席委員挙手)

ありがとうございます。令和7年御嵩町教育委員会第3回定例会会議録は承認されました。

【議案の審議及び採決】

教育長

日程第3 議案の審議及び採決について

本日は議案が7件です。

まず議案第3号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について事務局より説明をお願いします。

学校教育係
長

はい。お願いいたします。

議案第3号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について 説明します。

議案書の3ページをお願いいたします。

御嵩町職員の人事異動内示に基づき、生涯学習課長に異動がありました。つきましては、日比野克彦生涯学習課長に代わる後任として、渡邊一直氏を任命することに承認をお願いできればと思います。住所、生年月日は記載のとおりです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第3号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について 賛成の委員の挙手を求めます。

<出席委員挙手>

挙手全員のため、議案第3号 御嵩町教育委員会事務局課長等の任命について、承認されました。

引き続き、議案第4号 御嵩町教育行政の相談に関する事務を行う職員の指定について、事務局の説明を求めます。

学校教育係
長

では、私から説明をさせていただきます。

議案第4号 御嵩町教育行政の相談に関する事務を行う職員の指定についてです。議案書は4ページをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項において、「教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする」こととなっており、これに伴う議案となります。

教育行政の相談に関する事務を行う職員として、令和7年4月1日より、新たに指導主事として安江修氏が着任することとなったため、これに伴い本議案を提出するものです。安江氏は御嵩町立向陽中学校で7年勤務されたほか、現在は可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校で教務主任を務められています。

なお、尾崎淳指導主事は新年度より八百津町の久田見小学校で教頭職に着任することとなりましたのでお知らせします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第4号 御嵩町教育行政の相談に関する事務を行う職員の指定について 賛成の委員の挙手を求めます。

<出席委員挙手>

挙手全員のため、議案第4号 御嵩町教育行政の相談に関する事務を行う職員の指定について、承認されました。

<ここで中島委員到着>

引き続き、議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課
長

議案書は5ページ、議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命についてです。

3月末で任期を迎える上之郷公民館館長の任命でございます。上之郷公民館からの推薦に基づき、新たに佐賀誠さんを館長に任命するものです。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第5号 御嵩町立公民館の館長の任命について、承認されました。

引き続き、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課
長

議案書は6ページ、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命についてです。

3月末で任期を迎える伏見公民館の主事ですが、伏見公民館からの推薦に基づき、新たに落合亨子さんを任命するものです。任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第6号 御嵩町立公民館の主事の任命について、承認されました。

引き続き、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課
長

議案書は7ページ、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱についてです。

3月末をもって任期を迎える御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員10名の委嘱を行うものです。備考欄に記載のあるように、充て職でお願いをしている上の表の上から6名は継続となります。渡邊美紀さんについては、家庭教育学級子育てサポーターをされている方で、新たにお願いをいたします。7名の方の任期は令和7年4月1日から令

和9年3月31日までの2年間です。

下の表の3名については、毎年役職が変わる委員です。3名の任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について 賛成の委員の挙手を求めます。

<全委員挙手>

挙手全員のため、議案第7号 御嵩町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、承認されました。

引き続き、議案第8号 御嵩町文化財保護審議会委員の任命について、事務局より説明を求めます。

生涯学習課
長

議案書8ページです。議案第8号 御嵩町文化財保護審議会委員の任命についてです。

3月末を以て任期を迎える、文化財保護審議会委員の任命に係るものです。後藤宏充さん、黒川哲さんは継続のお願いとなります。細野裕子さんと松永直幸さんは令和7年度より新規でお願いをする方です。

細野さんは偲歴会を立ち上げたメンバーのひとりで、過去に会長を歴任するなど、町の歴史に造詣の深い方です。松永さんは学芸員の資格をお持ちで、みたけ館の勤務経験もある方です。町の歴史に造詣の深い方です。すべての委員について、任期は令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

<質疑なし>

それではこれより採決を行います。議案第8号 御嵩町文化財保護審議会委員の任命について、賛成の委員の挙手を求めます。

<委員挙手>

挙手全員のため議案第8号 御嵩町文化財保護審議会委員の任命については承認されました。

引き続き、議案第9号 御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則について、事務局より説明を求めます。

学校教育課
長

では、私から説明をさせていただきます。

議案書は10ページ、議案資料は3ページをお願いいたします。

議案第9号 御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則についてです。議案資料を用いて説明をさせていただきます。

一番上ですが、本規則の制定趣旨です。岐阜県が公立学校の教職員に対し、1年単位の変形労働時間制を導入するため、関連する例規整備を行っています。御嵩町教育委員会においても、町立学校に勤務する教職員がこの1年単位の変形労働時間制を選択することができるよう必要な例規の整備を行うものです。

1年単位の変形労働時間制は、年間のうち、年度末、年度当初は繁忙期となります。繁忙期に時間を延ばして仕事をします。そのうえで延ばして仕事をした分を夏休みなどの閑散期に休みをとることができる。こういったことを想定された制度です。

詳細は別途変形労働時間制の実施要綱というルールを別途定めます。本規則は、1年単位の変形労働時間制を行う上で一定のルールが存在しますので、その基準となる在校等時間の上限等、その他業務量の適切な管理などの規定を明示するものです。

施行日は令和7年4月1日です。令和7年度から、この制度を選択できるようにします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

中瓦委員

第2条第2項第2号について、1箇月につき720時間とあるのは1年につきの誤りではありませんか。

学校教育係

県からのひな形を一度確認します。

長

<確認のため一時退出>

<再入室>

ご指摘のとおり1年につきの誤りです。差し支えなければ訂正をさせていただきます状態で議決をいただければ幸いです。

教育長

事務局から話のありました内容、第2条第2項第2号中「1箇月について」を「1年について」に改めた状態で議決をいただく形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

それではこれより採決を行います。議案第9号 御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定について、賛成の委員の挙手を求めます。

<委員挙手>

挙手全員のため、議案第9号 御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の制定については承認されました。

本日の議案は以上となります。ありがとうございました。

【教育長職務代理者の指名】

教育長

御嵩町教育委員会では、年度ごとに教育長職務代理者の指名をしております。令和6年度の一年間は中島委員にお務めいただき、ありがとうございました。

令和7年4月1日からの教育長職務代理者については、中瓦委員にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

【教育長の報告】

教育長

日程第5 教育長の報告

昨日の小学校の卒業式、ありがとうございました。あたたかな良い天気で、笑顔で卒業していただきました。私も御嵩小学校の卒業式に出

席をしましたが、この子たちにどういう御嵩町を残してあげられるのかということをお願いしながら姿を見ていました。のびやかに中学校生活を送っていきることができたらと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

教職員の転出入の概要について説明します。(資料配布) 3月4日の教育委員会でお伝えしたことをこのペーパーにまとめた形です。お渡しをさせていただきますが、取り扱いにはご注意くださいとともに、必要な時には参考にしていただければと思います。併せて町の会計年度任用職員の皆さんについても載せさせていただいておりますのでこれも参考にしていただければと思います。

事務局の異動についても説明をお願いします。

教育参事兼
学校教育課
長

事務局の異動について説明

- ・教育参事兼学校教育課長については議案第5号のとおり
- ・学校教育課人事異動の説明
- ・生涯学習課人事異動の説明

【その他】

教育長

日程第5 その他 諸般の報告です。

委員の皆さま方からの諸般の報告はよろしいでしょうか。

<報告なし>

では、各課からの報告事項 学校教育課からお願いいたします。

教育参事兼
学校教育課長

各種委員会等の出席についてご検討をお願いします。

※事務局より説明し、各種委員会等への出席について下記のとおり決定(議事略)

学校保健会理事 中島委員

教育センター運営委員会委員 山口委員

学校給食センター運営委員会委員 田中委員

児童館運営委員会委員 中瓦委員

他にありますか。

<なし>

教育長 では、生涯学習課から、何かありましたらお願いいたします。

生涯学習課 特にありません。

長
教育長 ありがとうございます。最後にその他、もしありましたらお願いいたします。

＜なし＞

では、異動になる方から一言お願いします。

＜生涯学習課長、尾崎指導主事、学校教育係長挨拶＞

教育長 ありがとうございました。

【閉会宣告】

教育長 では、次回の連絡をお願いします。

学校教育係 はい。次回は4月10日木曜日を予定しています。新年度最初の校長
長 会も予定しておりますので、校長会后となります。よろしくお願いいたします。

教育長 4月7日には入学式がありますので、併せてよろしくお願いいたします。
す。今年度1年間、本当にありがとうございました。次回もよろしくお
願いいたします。ただいまをもちまして、令和7年御嵩町教育委員会第
1回臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時49分 閉会